

企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第68号

企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則（平成19年岩手県規則第121号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>企業立地の促進等のための集積区域</u>における県税の課税免除に関する条例（平成19年岩手県条例第78号。以下「条例」という。）を実施するため必要な事項を定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>地域経済牽引事業の促進区域</u>における県税の課税免除に関する条例（平成19年岩手県条例第78号。以下「条例」という。）を実施するため必要な事項を定めるものとする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。